

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（昭和58年規則第19号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条及び第2条 （省略）</p> <p>（条例第3条第2項の規定による許可等の申請）</p> <p>第3条 （省略）</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>4 条例第5条第3項第3号、条例第8条第4項、条例別表2もみじ台団地地区整備計画区域の項機能複合促進地区の目第6号、備考10第3号、備考16第1号若しくは第2号、備考17第2号若しくは備考19又は条例別表3 43の項第2号、45の項、47の項第3号、59の項第3号若しくは第4号、61の項第3号、62の項第3号若しくは63の項第3号の規定による認定（以下「建築認定」という。）を受けようとするときは、認定申請書（様式2）の正本及び副本に、それぞれ省令第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図並びに市長が必要と認めた図書を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>5・6 （省略）</p> <p>第4条から様式7まで （省略）</p>	<p>第1条及び第2条 （現行のとおり）</p> <p>（条例第3条第2項の規定による許可等の申請）</p> <p>第3条 （現行のとおり）</p> <p>2・3 （現行のとおり）</p> <p>4 条例第5条第3項第3号、条例第8条第4項、条例別表2もみじ台団地地区整備計画区域の項機能複合促進地区の目第6号、備考10第3号、備考16第1号若しくは第2号、備考17第2号若しくは備考19又は条例別表3 43の項第2号、45の項、47の項第3号、59の項第3号若しくは第4号、61の項第3号、62の項第3号、63の項第3号若しくは65の項第2号の規定による認定（以下「建築認定」という。）を受けようとするときは、認定申請書（様式2）の正本及び副本に、それぞれ省令第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図並びに市長が必要と認めた図書を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>5・6 （現行のとおり）</p> <p>第4条から様式7まで （現行のとおり）</p>	<p>札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正に伴う規定整備</p>